

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木苗 直秀

### 静岡県教育委員会規則第7号

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

印	性別	
---	----	--

」 を 「

		印
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>		

」 に、

「

印	志願者との続柄
---	---------

」 を 「

		印	志願者との続柄
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>			

」 に改める。

様式第2号から様式第5号までの規定中「保護者 住所 氏名 印」の次に「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」を加える。

様式第6号中 「

印	性別	
---	----	--

」 を 「

		印
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>		

」 に、

「

印	志願者との続柄
---	---------

」 を 「

		印	志願者との続柄
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>			

」 に改める。

様式第7号中「保護者 住所 氏名 印」の次に「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」を加える。

様式第8号中 「

印	性別	
---	----	--

」 を 「

		印
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>		

」 に、

「

印	志願者との続柄
---	---------

」 を 「

		印	志願者との続柄
<u>(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)</u>			

」 に改める。

様式第9号から様式第10号中「保護者 住所 氏名 印」の次に「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」を加える。

様式第11号中「氏名 印」の次に「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」を加え、「静岡県立高等学校長 印」を「静岡県立 高等学校長」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県立高等学校学則（以下「旧学則」という。）の規定及び様式によ

り提出されている申請書等は、改正後の静岡県立高等学校学則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧学則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。